

画像電子学会における情報保障運用の現状とルール作り

平山 亮[†] 佐野 睦夫[‡]

[†] [‡] 大阪工業大学情報科学部 〒573-0196 大阪府枚方市北山 1-79-1

E-mail: [†] makoto.hirayama@oit.ac.jp, [‡] mutsuo.sano@oit.ac.jp

あらまし 画像電子学会での情報保障の現状と過去を振り返り、障害のあるなしにかかわらず社会参加が不利益なく行える共生社会実現の一環として、学会としてどのようなことをすべきなのか考えるための一助とする。まず、これまで障害者のための情報保障を行ってきた実績のある視覚・聴覚支援システム (VHIS) での過去の実践について述べ、続いて、学会としての制度検討の現状について述べる。現状として、学会としての基本方針と情報保障手引きの作成はまだできていないが、学会として責任をもって障害者に対する合理的配慮をすること、必要な予算は学会として予算化していくことを学会規定として策定し、学会発表、予稿集作成における講演者の手引きを作成していく方向で作業を進めていく。

キーワード 情報保障・学会・研究会・合理的配慮・アクセシビリティ

Current Status of Information Guaranteeing Operation and Rule Making in the Institute of Image Electronics Engineers of Japan

Makoto J. HIRAYAMA[†] Mutsuo SANNO[‡]

[†] Faculty of Information Science and Technology, Osaka Institute of Technology

1-79-1 Kitayama, Hirakata-shi, Osaka, 573-0196 Japan

E-mail: [†] makoto.hirayama@oit.ac.jp, [‡] mutsuo.sano@oit.ac.jp

Abstract This paper reviews the current and past information assurance activities of the Institute of Image Electronics Engineers of Japan (IEEJ), and helps us to consider what we should do as an academic society as part of the realization of a symbiotic society in which people with and without disabilities can participate in society without disadvantage. First, the past practices of the Visual and Hearing Information System (VHIS), which has a track record of providing information security for people with disabilities, will be described, followed by a discussion of the current status of the society's system. We have not yet developed a basic policy and a guide for information security as an academic society, but we will formulate an academic society regulation that the academic society will take responsibility to give reasonable consideration to persons with disabilities and to budget necessary funds as an academic society, and we will develop a guide for speakers for conference presentations and preparation of proceedings. We will continue to work on this.

Keyword Guaranteeing information, Academic society, Special Interest Group, Reasonable accommodation, Accessibility

1. はじめに

障害者差別解消法[1]の改正法が令和6年4月1日から施行される。改正法では、合理的配慮の提供が、行政機関、事業者ともに義務となっている。

画像電子学会では、従来より、視覚障害者、聴覚障害者の大会及び研究会の参加者に対しては、参加者の要望に応じて、可能な限り情報保障を行い、情報保障がないために学会活動ができないという事態が極力生じないように配慮を行ってきた。しかし、学会としての統一的な方針や具体的にどのような方法で行うかの手引きがなく、また予算措置もないので、実行する研

究会は限定され、また必ずしも最良の実践とはなっていないことも考えられる。

本稿では、画像電子学会での情報保障の現状と過去を振り返り、障害のあるなしにかかわらず社会参加が不利益なく行える共生社会実現の一環として、学会としてどのようなことをすべきなのか考えるための一助とする。特に、学会としての基本方針と運用ルール策定、実際の情報保障手引き作成をするための検討材料としたい。まず、これまで障害者のための情報保障を行ってきた実績のある視覚・聴覚支援システム (VHIS) での過去の実践について述べ、続いて、学会としての制度検討の現状について述べる。

2. 視覚・聴覚支援システム (VHIS) 研究会における情報保障の現状

2.1. 設立の経緯とこれまでの活動

画像電子学会の2種研究会である視覚・聴覚支援システム研究会 (SIG on Visual and Hearing Impaired Support、以下 VHIS 研究会という) は、2012年に設立された。

設立の趣旨は次の通りである。「2006年国際連合において障害者権利条約が採択され、2007年にはわが国の政府も署名し、現在、批准に向けて国内法の整備が進められています。また近年地震が多発するわが国において、緊急時における障害者のサポートが必要とされています。しかし障害者をサポートする人的資源の不足、予算確保の困難さ、サポート技術の未熟、制度整備の遅れなど、解決しなければならない問題が多くあります。特に、視覚障害者・聴覚障害者に対する情報保障・コミュニケーション支援は、現状で十分とは言えません。障害者に対する情報保障・コミュニケーション支援の技術面からの解決に向けて、画像情報技術の果たす役割は大きいと考えます。そこで、画像情報技術を応用した視覚・聴覚支援システムの充実に向けて、視覚・聴覚支援システム研究会を設立します。」[2]

対象分野は、「視覚障害者に対する情報・通信支援技術、聴覚障害者に対する情報・通信支援技術、それらを用いた支援システム」となっている。推進体制(研究委員会)は、設立当時は、委員長に平山亮(金沢工大(当時))、幹事に小町祐史(大阪工大(当時))・元画像電子学会会長)、委員に深見拓史(インターメディアジャパン(当時))で、現在も同じである。活動は、年次大会における企画セッション、年1,2回の研究会、その他、となっている。

2012年6月の年次大会企画セッション「視覚障害者・聴覚障害者へのコミュニケーション支援」を最初の活動とし、2013、2014、2015、2016、2017の計6回の次大会企画セッション、2012年8月の第1回研究会「視覚・聴覚支援システム及び一般」以降、本報告のVMAとの共催研究会を含め、計18回の研究会を行なっている。ただし、第13回目以降はVMA研究会との共催であり、単独では開催していない。

2.2. VHIS 研究会におけるこれまでの情報保障

VHIS 研究会は、視覚または聴覚に障害のある人を支援するシステムを対象とした研究会であるため、視覚障害者、聴覚障害者の参加が一定数ある。支援技術を研究開発するとき当事者不在で議論を進めることは不毛であるという考えのもと、当事者の参加を積極的に促している。講演は公募と依頼の両方を行なっているため、視覚障害、聴覚障害の当事者に講演を依頼

することも多い。視覚障害、聴覚障害の当事者が講演または聴講する場合には、内容を理解し、議論に参加するために、情報保障が必須となる。

研究会で必要とされる情報保障としては、1) 予稿集を読むための支援、2) 口頭発表で話している内容、および発表時に使われるパワーポイントによるスライド資料の内容、映像・音響を含むマルチメディア資料の内容を伝達するための支援、3) 質疑応答及び議論に参加するための支援、4) 研究会 Web ページで情報伝達する場合のアクセシビリティ確保が主たるものである。

これまでの研究会における情報保障として、視覚障害者に対しては、テキストでの予稿集データ配布、介助者や盲導犬の同行に対する便宜、発表者への視覚障害者に対応した発表方法の依頼及び資料事前提提供の依頼など、聴覚障害者に対しては、要約筆記による文字通訳、手話通訳、ノートテイクなどを実施した。これらの方法により、当事者からは、十分な情報が得られて参加できているとの意見をもらっている。

これらの情報保障は、参加者からの要望に基づいて、その都度方法を検討し実施していて、当事者の参加がないときには特に情報保障は行っていない。研究会参加人数は平均して10名前後であり、障害当事者の参加者がいない場合も多いため、障害当事者の参加者がいるかないかわからない状態で情報保障を確保するというはしていない。開催案内には、「情報保障: 個別にご相談となります。情報保障を必要とされる方は、研究会の2週間前までにご相談下さい。」「情報保障: 視覚、聴覚、その他の障害により、字幕、手話通訳、予稿テキスト事前配布などの情報保障を必要とされる方は事前にご相談ください。個別に対応します。」といった文言を入れている。

視覚障害者が講演または聴講で参加した回は、第1、4、5、6、7、8、9回研究会および2012、2014、2017年度年次大会企画セッションで、視覚障害者が参加する場合、テキスト予稿の事前配布、講演者への視覚障害者に配慮した発表(見ることを前提としない説明)のお願い、介助者・盲導犬の座席配慮、介助者や盲導犬が同行していない場合の会場アクセス補助(手引きや情報提供)などを行なった[3]。

聴覚障害者が講演または聴講で参加した回は、第2、9回研究会、2012、2017年度年次大会企画セッションで、聴覚障害者が参加する場合、遠隔要約筆記、手話通訳、パソコン要約筆記を行った。その他、デモ的に、UDトーク(修正オペレータ付)、音声認識自動字幕付け、ノートテイク(ボランティア)を行った回もある。

情報保障を実施するとき、最も頭を悩ますのは予算措置である。年次大会企画セッションについては、参加費が会員15,000円程度、非会員25,000円程度なの

で、ある程度予算に余裕があり、情報保障が必要な場合は、年次大会予算から捻出できる。しかしこの場合も企画セッションに対してスポンサーをつけてお金を集めてくるのをまず検討してほしいと年次大会の実行委員会から要求されるが、ビジネス的には収益を得られる産業分野でないこともあり、その時はスポンサーになってくれる企業は見つけられなかった。

研究会の場合は、画像電子学会の場合、予算ゼロで、近年は、予稿集作成やオンライン配信費にかかる事務局経費として、参加費収入の30%は事務局に入るように計画するのが原則になっていて、会場費や郵送費などを引いて、残りの金額で情報保障費を捻出するのは難しい。参加費は、学生含め講演者・聴講者から1,000円程度集めているが、無料招待講演や無料聴講者を設定する場合があります、有料参加者数はせいぜい10名程度の場合が多く、総予算10,000円までいかないの、ここから、諸経費を引いて、情報保障費を捻出することは難しくなっている。情報保障を行う回は、赤字で実施し、情報保障を行わない回の黒字で穴埋めし、また、情報保障を行う回に1人500円程度の情報保障協力金の寄付を参加者全員にお願いしていることを行なっているが、委員長や幹事や座長などは情報保障協力金として数千円程度供出しなければならない場合もあった。

2~3時間の研究会を開催する場合、遠隔要約筆記で25,000円程度、手話通訳2名派遣で30,000円程度、要約筆記で3名派遣で45,000円程度、4名派遣の場合だと60,000円程度はかかっていた。修正オペレータなしのUDトークでも20,000円程度は最低限必要になる。障害者1名だけの場合は障害者自身で自治体等に通訳者派遣を依頼するようお願いする、無償ボランティアによるノートテイクやパソコン要約筆記で対応するなどの方法をとることもあった。視覚障害者の場合は、事前テキストデータ配布、発表時の説明方法の工夫によって、事前対応が必要なものの、追加費用なく実施できている場合が多いが、聴覚障害者の場合は、質疑応答を含めた参加を保障するためには、どうしても、その場での文字通訳等が必要となる。

コロナ禍以降は、オンライン研究会、ハイブリッド研究会が主流となっているが、コロナ禍以降は聴覚障害者が参加した研究会が開催されていなく、オンラインまたはハイブリッドでの情報保障はVHIS研究会としては実績がない。

3. 画像電子学会における情報保障規定の策定

2006年12月に「障害者の権利に関する条約」が国連総会本会議で採択されて以降、合理的配慮の機運が高まり、学会としての対応も必要になるので、障害者

への情報保障規定を整備しようという方向にはあるのだが、まだ実現には至っていない。2013年6月に障害者差別解消法が公布され、2016年4月1日から施行され、2021年には法改正がなされ、2024年4月1日から改正法が施行される。改正法によれば、合理的配慮の提供が、これまで行政機関等が義務、事業者は努力義務であったものが、行政機関等・事業者ともに義務になっている。当然学会においても合理的配慮が義務となることから、障害者への情報保障を行う体制を整備することは喫緊の課題であるが、まだ、体制を整備するところまで至っていない。

2017年初には「画像電子学会情報保障規定」及び「情報保障運用の手引き」作成を目指し、理事会での提案を行ったが、このときは力不足で制定まではこぎつけなかった。3.1にそのときに作成した資料の内容を示す。3.2に2023年度に検討中の内容についてその現状を示す。

3.1. 2017年3月理事会用作成資料の内容

1. 情報保障運用指針作成の必要性
講演会等における情報保障とは、簡単にいえば、視覚・聴覚等に障害ある人が聴講、発表、議論を行うために、要約筆記、手話通訳、文字音声化などの方法により内容を理解し、参加できるようにすることである。障害者権利条約、障害者差別解消法(H28.4.1施行)などにより社会的にも障害者への合理的配慮が求められるようになってきている。不当な差別が禁止され、合理的配慮をすることが公的機関には義務付けられ、民間団体には努力義務となることが定められている。そこで学会としても情報保障を実施できる運営体制作りが求められる。現在は視覚・聴覚支援システム(VHIS)研究会で、視覚障害者、聴覚障害者が参加する場合に行っている。

2. 対応の基本方針について

(1) 視覚障害者、聴覚障害者が、学会に参加する場合、情報保障を行うことを原則とし、参加したいのに情報保障がないために参加できないという事態が生じないようにする。

(2) 視覚障害、聴覚障害を対象とした運用方法を当面整備し、その他の障害については、必要に応じて整備していく。

(3) 情報保障運用指針の策定を制度検討委員会で行う。実務のための運用マニュアル化。

(4) 必要に応じて学会が予算を捻出する。情報保障のための基金制度(寄付金募集)、情報保障協力金を活用する。

(5) 視覚・聴覚支援システム研究会では、情報保障技術に関する積極的な研究発表を広く募集する。

(6) 画像電子学会ウェブページ改定時、アクセシ

ビリティ対応にする。

3. 情報保障予算について

- (1) 大会
- (2) 研究会
- (3) セミナー・講演会

4. 実施内容

- (1) 情報保障運用指針の策定
- (2) 実務マニュアルの作成—事務局用、大会・研究会等幹事用、発表者用、聴講者用
- (3) 情報保障基金（寄付金募集）、情報保障協力金制度の整備
- (4) 情報保障に関する研究の推進
- (5) 年次大会における情報保障準備
- (6) ウェブページ改定におけるウェブアクセシビリティ対応指針策定

3.2. 2023 年度の検討内容

学会における情報保障について制度化し、障害者差別解消法を順守できるよう、情報保障 WG（平山・深見・植村・松本・小野・外部オブザーバ）を作って審議する方向だったが、2023 年 9 月のセミナー委員会では、これは学会制度のことなので、情報保障 WG には担当理事を置いて、理事会の下に WG を作り、学会の正式な活動とする方向で進めたいということになった。佐野理事を委員長として情報保障 WG を学会の正式の活動として実施する体制とすべく現在準備が進められている。情報保障検討 WG メンバーとしては、主査に佐野（企画理事）、メンバーに平山（VHIS 委員長）、深見（VMA 委員長）、植村（画像電子学会及び出版学会でアクセシビリティ関連研究実績、特に出版アクセシビリティ）、小野（画像電子学会旧制度検討委員長）、松本（ITU-D でアクセシビリティ関連委員）＋可能な限り当事者のオブザーバ（視覚障害者 1 名、聴覚障害者 1 名）という構成で行うが、まずは、佐野理事と平山 VHIS 委員長で叩き台を作るという段取りとなっている。

進め方として、まず、学会の規定として原則を定め、その原則のもとで、情報保障運用の手引きあるいは情報保障運用マニュアルといったものを作成するといった進め方で行う。実際の方法に関しては試行錯誤を繰り返すことにもなるので、最良実践（ベストプラクティス）を積み上げていくような方式で手引きを改善していくというような方法となることが予想される。

学会規定として制度化すべき内容として次の 2 点が上がっている。

- ①学会として責任をもって障害者に対する合理的配慮をすること、
 - ②必要な予算は学会として予算化していくこと
- 上記 2 点に関しては、2023 年度中に学会の運営規則

として作成して、理事会を通して正規のルールにしたい。

実施の手引き作成には、電子情報通信学会 WIT 研究会[4][5][6]、情報処理学会 AAC 研究会[7]など、先行してアクセシビリティに配慮した発表のガイドラインを整備している学会を参考にさせていただき、画像電子学会としても実施していく方向で進めている。

次年度の年次大会（2024 年 8 月）には実施できる体制が当面の目標である。

4. おわりに

画像電子学会における障害者への合理的配慮の制度化および運用についての現状について報告した。

喫緊の課題として、画像電子学会として障害者への合理的配慮を制度化すること、実際どのような方法で実施していくのかの方式を検討し、手引きを作成することを進めていく。

コロナ禍以降、オンライン学会、または会場とオンラインを併用したハイブリッド学会が主流となっているため、これらにも対応した方法を考える必要がある。近年の技術進歩により、音声認識による自動字幕付与が、比較的低予算で実現できる可能性があるため、実際どのようなシステムを使えばよいのか検討する。またアクセシブルな予稿集執筆、スライド作成についても検討を進める。

これらのことはどこの学会でも必要なことであるから、画像関連学会連合会、日本出版学会、情報処理学会、電子情報通信学会などとの連携や協力もできるとよい。

文 献

- [1] 障害者差別解消法，“障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律，”平成二十五年法律第六十五号。
- [2] 画像電子学会視覚・聴覚支援システム(VHIS)研究会，<https://www.iieej.org/vhis/>
- [3] 平山亮，視覚・聴覚支援システム(VHIS)研究会，画像電子学会誌，44(2)，2015。
- [4] 電子情報通信学会福祉情報工学研究会（編）「会議・プレゼンテーションのバリアフリー - “だれでも参加” を目指す実践マニュアル-，コロナ社，2010。
- [5] 電子情報通信学会福祉情報工学研究会（WIT），<https://www.ieice.org/~wit/>
- [6] 電子情報通信学会福祉情報工学研究会（WIT），“論文作成・発表アクセシビリティガイドライン活用のお願い，”<https://www.ieice.org/~wit/guidelines/>
- [7] 情報処理学会アクセシビリティ研究会，“アクセシビリティに配慮した発表のお願い，”<https://ipsj-aac.org/>